

2023年11月29日

岡山市長 大森 雅夫 様
岡山市教育長 三宅 泰司 様

日本共産党岡山市議団
団長 林 潤

2024（令和6）年度 岡山市予算編成要求書
—大型事業より暮らし最優先の岡山市政を—

1 暮らし優先のお金の使い方への転換をめざして

(1) 市として事業をあらためて精査し、中止、凍結、延期、事業規模縮小などの見直しを行って、暮らしを支える財源をつくり出すこと。

- ①路面電車の岡山駅前広場乗入及び広場改修は中止すること。
- ②吉備線LRT化の協議から撤退すること。
- ③本庁舎整備の2期計画にあたっては、スーパーや飲食店をつくらないこと。
- ④苫田ダム受水費について見直すこと。
- ⑤公費でのアリーナ整備は行わないこと。
- ⑥瀬戸内市斎場の共同整備から撤退すること。

2 物価・エネルギー価格等の高騰から市民生活を守るために

(1) 水道料金について

- ①引き上げを行わないこと。
- ②水道会計を支えるために、一般会計から繰り入れを行うこと。国に対して財政支援を求めること。
- ③水道局職員の削減を行わないこと。
- ④エネルギー価格高騰分を他の事業と同様に、一般会計からの繰入を行うこと。
- ⑤低所得世帯や医療機関・福祉施設等への減免制度を導入すること。

(2) 経済的に厳しい状況に置かれている市民、社会的弱者等への対策を強化すること。

- ①国の交付金を活用して、給食費の無償化、中小企業・個人事業者の燃料や固定費への助成、課税であっても低所得の世帯に対する直接的な支援などを行うこと。
- ②物価高騰による困窮に対応した税の減免制度を創設すること。

(3) 物価高騰の影響が特に強い世帯等に対する支援策を恒久的に行うこと。

- ①ひとり親世帯や生活困窮世帯への経済的支援を拡充すること。
- ②学生を含む様々な階層・属性の市民に対してウェブを含む様々な手法を活用してアンケートを行い、状況を把握すること。
- ③市内在住の保護者の援助を受けられない学生等については、家賃、通学費用、食料の支援などを行うこと。

(4) 中小企業・個人事業主等に対して多面的・継続的に支援を強化すること。

- ①事業者に対して、家賃などの固定費や消毒・衛生資材の費用補助を制度化すること。
- ②事業者の借入金の返済への支援を拡充すること。

③支援策の実施に当たっては、対象を広くとらえ、手続きもできる限り簡便なものとする。

(5) インボイスについて、市内企業への影響を把握すること。そのうえでインボイス中止を国に求めること。消費税率5%への引き下げを国に求めること。

(6) 農林水産業者に対する支援を強化すること。

①農業、畜産・酪農、水産業等について、肥料、飼料、資材等の状況を丁寧に把握し、必要な支援を行うこと。

②支援事業について、実情に応じて要件の緩和や手続きの簡素化なども進め、継続的に支援すること。

(7) 補助や助成事業等の補助単価を、物価高騰に見合うよう増額すること。

a) 防犯カメラ・LED防犯灯・集会所整備等町内会への補助

b) 補装具、タクシー券、リフォーム助成等障害者福祉関連

c) 就学援助

d) スマートエネルギー導入、上下水道接続、合併浄化槽導入等

e) ゴミステーション設置 など

3 災害から市民生活を守るために

「まず自助・共助で、それで足りないところを公助で補う」発想はやめ、「公が第一に責任を持つべき」の立場に立って、市の計画を制・改定すること。「自助・共助」は、発災時に自分たちの命を守るための意識や構えの問題である。

(1) 市民にとって、いざという時にどのように行動すればよいかを分かりやすくするため、フローを具体的に示すこと。

(2) 配慮を必要とする人が避難できるよう市として責任を持ち、直ちに対策を行うこと。

①避難行動要支援者の個別支援計画は、全対象者分の見通しを立てること。

②福祉事業者への委託は、地域での作成が困難なところから進めること。

③昼と夜では当事者も周囲の状況も異なる。昼夜それぞれに適する計画を策定できるようにすること。

④福祉避難所について

a) 最初からでも避難できるよう変更されたことなど運用について、関係者に周知すること。

b) 該当施設の福祉避難所としての感染対策、資材の支援を市として行うこと。

c) 発災時には開設状況を危機管理室として把握すること。

(3) 自主防災組織に市として責任を

- ①自主防災組織は、小規模な町内会を連合町内会任せにせず、市として確立まで責任を持つこと。
- ②マンション単位での自主防災組織が必要との視点に立って、市として方針を確立すること。
- ③自主防災組織の食料備蓄への補助は、更新にも使えるようにすること。補助は毎年度可能にすること。

(4) 避難所について

- ①避難所のうち学校教室について、垂直避難が必要な災害時は直ちに使えるようにすること。
- ②車中避難者への対応を強化すること。それぞれの避難所について、開設と同時に車中避難できるかどうかをわかりやすく周知できるようにすること。
- ③避難所運営を行う可能性のある地域関係者等に、最新の知見に基づく研修を行い、意識の向上を不断に図ること。地域での避難所設置運営訓練等に

(5) ハザードマップの改善・充実を

- ①所管、種類、想定降雨量などが異なるものが併存しており、市民にとって分かりにくい。市民の立場に立って、発行や情報提供に関する所管部局を統一すること。
- ②浸水区域を想定するにあたっては、内水は市内全域でシミュレーションして出すこと。洪水は最大想定雨量を用いること。
- ③マップの更新にあたっては、無くなった学区や施設の名前に注意し、出来る限り最新情報に基づいて作成すること。
- ④ウェブハザードマップは、随時更新すること。多言語表記の案内は、それぞれの言語で行うよう速やかに直すこと。

(6) 集中備蓄倉庫について、地域や災害の特性に応じて、各区に複数箇所設けること。

(7) 2018年西日本豪雨災害に関して、行政の対応や、職員の対応や地域の各種団体・個人の動きも含め、総括をまとめて示すこと。

4 福祉施策・制度の前進を

(1) 子ども医療費について

- ①18歳まで完全無料化すること。

- ②県に助成や県制度の創設を強く求めること。
- ③拡充対象外となっている療養手帳所持者等も無料対象に含めること。また、難病患者等の指定外の疾病についての受診についても、無料化すること。

(2) 国民健康保険は、安心して医療を受けられる制度にすること。

- ①一般会計からの政策的繰入を行うなどして、払える保険料に引き下げること。
- ②経済的に困難な市民を支える政策判断のもとに、一般会計から必要分を補填して、以下の負担軽減策を、市として実施すること。
 - a) 所得制限なしで18歳までの均等割の負担をゼロにすること。
 - b) 傷病手当金を制度化すること。その際は、自営業者やフリーランスも対象に含めること。
 - c) 市独自の減免制度を拡充すること。就学援助相当の収入であれば、就学前児や高校生のいる世帯も対象に含めること。
 - d) 多子減免制度を創設すること。
 - e) 市の「4割減免」の収入基準を引き上げること。対象となる可能性のある市民には積極的に周知すること。
- ③資格証の発行をしないこと。
- ④保険料の賦課限度額を大幅に引き上げ、負担の累進性強化により必要財源を確保するよう国に求めること。

(3) 加齢に伴う補聴器の購入費用を助成すること。市として、使用実態や希望、フレイルや認知症との関連性などを調査すること。聞こえに不安を抱いている市民に対するQOL向上のために、啓発の推進、学びの場や相談窓口の設置などを進めること。9期計画にも位置付けること。

(4) 市として、介護保険の負担軽減を図るため以下を実現すること。

- ①介護保険料を引き下げること。
- ②保険料について、国保並みの市独自の減免制度を創設・拡充すること。今ある減免制度については、HP等で公開すること。
- ③保険料については、賦課限度額を大幅に引き上げて負担の累進性を強化するよう国に求めること。
- ④2021年8月の介護保険負担限度額認定制度の基準改定により負担が増えて制度が使えなくなった、控えた等の声がある。低所得層の実態を把握すること。
- ⑤利用料について、前年度収入により負担限度額認定が適用されない住民税課税層への特例減額措置を拡充すること。
- ⑥介護人材の確保と処遇改善のために、保育士のように市として賃上げ支援を行うこと。
- ⑦ペナルティ回避のため、保険料納付の時効を無くすよう国に制度改善を求めること。

- ⑧社会福祉法人減免を行っている法人に対し、持ち出し分を市として支援すること。国に制度改善を求めること。
- ⑨第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で、年金や生活保護でも入れる特養やグループホーム、リハビリ対応デイの整備を進めること。
- ⑩今後の在宅医療・介護を考えたとき、訪問看護、訪問介護の仕組みの充実が必要と考える。ヘルパー移動時の費用補償などさまざまな課題があることについて、市として把握し、対応方針と計画を持つこと。
- ⑪国で議論されている介護保険制度見直しに対して、利用控えや重度化を招く改定は行わないよう、市として意見を言うこと。

(5) 生活保護について、受給者の人権を大切にし、寄り添った対応を心がけるとともに、市民に制度の正しい理解を広げるよう努めること。

- ①特に持病のある方や単身世帯、高齢者のみの世帯などに対して、訪問して会う回数を増やす、IT技術の活用による近親者への通報設備の導入などの取組を進め、孤独死防止に努めること。
- ②扶養照会は、原則不要とすること。
- ③受給者の人権と命、健康を守る立場に立ち、以下を実施すること。
 - a) 生活保護世帯にエアコンを設置すること。
 - b) エアコンなど主要家電が壊れた時の買い替え費用を支給または補助すること。
 - c) 灯油代や電気代など冷暖房費用を補助すること。
 - d) 生活保護申請の壁を低くするために「生活保護は権利です」の啓発に力を入れること。また、ケースワーカーに徹底しきること。
- ④生活保護のケースワーカーについて
 - a) 担当ケース数が1人80人以下になるよう、速やかに拡充すること。
 - b) 異動サイクルを見直すなどして、制度を熟知し、高い人権意識をもち、専門能力を生かした対応が出来る職員を福祉事務所単位で育成すること。

(6) 障害児・者の支援拡充を

- ①心身障害者医療費助成について入院1年の限度を撤廃すること。
- ②県に、精神医療費助成制度を統一して拡充するよう求めること。
- ③相談支援事業所と計画相談支援員を増やすこと。
- ④放課後等デイサービスについて、市内で増加しているが、サービスの質に疑問を持たれる相談が寄せられている。また、スタッフの資格や人数など、基準が不十分な現状もある。
 - a) 市として、まず現状を把握すること。
 - b) 施設や従事者の発達支援に関する専門性を高めるよう取り組むこと。
- ⑤18歳以上の強度行動障害等に関する相談が増加している。市として実態を把握すること。グループホームを増やすなど、いわゆる「親なき後」問題等についても支援できる体制を早急に構築すること。

- ⑥市有施設のトイレを整備・改修する際には、すべてオストメイト対応にすること。
- ⑦補装具・日常生活用具について
 - a) 支援対象用具を実情に応じて拡大すること。特にオストメイト関連を増やすこと。
 - b) 耐用年数について、実情に応じて見直すこと。
- ⑧市発達障害者支援センター「ひかりんく」について
 - a) 平日の相談に来れない人のために土日も対応できるようにすること。
 - b) 相談件数の増加に対応できる体制を構築すること。
 - c) センターの医師の体制を拡充すること。
- ⑨福祉サービスの応益負担原則をあらためるよう国に意見すること。
- ⑩希望者への就労支援を強化し、マンツーマン対応やアフターフォローを充実させるなど、希望者への就労支援を強化すること。当事者が働く喜びを得ることができていることを重視した定着促進を図ること。

(7) 引きこもり支援の抜本強化を

- ①市ひきこもり地域支援センターの体制をさらに拡充すること。
- ②発達障害やグレーゾーンの方、病識を持っていない方などいることを前提に、職員の専門性を高めること。
- ③他市事例等も参考に、アウトリーチで当事者を見つけ出すことを含め、全市の実態把握を行うこと。
- ④自立支援までサポートする方針と計画を持つこと。担当制・マンツーマンに関わり、自立まで長期的、専門的、継続的に支援できる仕組みづくりを進めること。自立支援の必要な若者への支援を進めること。
- ⑤支援に際しては、社会経験を段階的に積めるようにすることや、居場所の提供などを行えるようにめざすこと。

(8) 無料低額診療の拡充と周知を

- ①院外調剤薬局の薬代を助成すること。
- ②必要な方が使える制度にするよう啓発を強化すること。

(9) がん対策推進条例について、意義を見直し、施策を拡充すること。

- ①市独自の計画を策定すること。
- ②がん検診率が上がってない実態を真摯に受け止め、以下の対策を講じること。
 - a) 有料化したメニューを無料に戻すことや、負担軽減をはかること。乳がん・子宮がん・胃がんの検診への助成を毎年に戻すこと。
 - b) 期間を通年にすること。
 - c) 広報を強化すること。

(10) 「マイナ保険証」導入で現場ではトラブルが頻発している。市として市内医療機

関や市民の実態をつかみ、マイナンバーカードを普及させるための健康保険証廃止に反対し、国に意見を言うこと。

(11) 社会福祉協議会、寄り添いサポートの充実を

- ①寄り添いサポートセンターについて、体制拡充を引き続き進めること。あわせて、「寄り添ってくれていない」という市民の声があることを踏まえ、より市民の状況と心情に即した対応をするようにすること。
- ②コロナ特例貸付の返済について、返済額の減額や免除対象の拡大を市として行うこと。相談支援事業は、特例貸付返済に特化するのではなく、世帯の家計全般に対して丁寧な支援を行うこと。
- ③市として、社協の制度を含め、借りやすくする、緊急時に対応できるようにするなど、貸付制度を充実させること。(収入が生活保護基準を上回り、通常であれば何とか生活を営めても、病気など突発事態が発生すれば一気に生活基盤が崩される低所得層からの相談が増えている。これらの世帯には、一時的な貸付等が生活の立て直しに有効な施策だが、社協の貸付は、コロナ以前の実績が皆無に近く、セーフティネットとして機能しているとは言い難い状況にある。)

(12) 新型コロナウイルス感染症に関して

- ①後遺障害とワクチン接種後の長期副反応（後遺症）について、市民の不安に寄り添った対応を行うこと。
- ②後遺症等について、市として医療機関等とも連携し実態把握すること。市民対応と実態把握の両面から、市としても相談窓口を設けること。
- ③後遺症等について、こういった事例があるのか、どこに相談すればよいかなどをわかりやすく広報すること。
- ④施設従事者の定期検査用の抗原定性検査キットは、早急に備蓄確保し、流行期に不足することのないようにすること。また、通所の介護や看護サービス事業所にもキットを配布すること。

5 子どもの健やかな成長のために

(1) 児童虐待の防止・早期発見と、被害児童への支援を強化すること。

- ①この先、二度と児童虐待死事件を起こさせないとの強い決意を持ち、体制や仕組み、職員意識などすべてにわたって抜本的な見直しをはかること。
 - a) 「軽度」を含むすべての事例について、当該児童を定期的に必ず現認すること。保護者や関係者との面談を毎月など定期的に持つこと。状況が変わるごとにケース会議を行うこと。
 - b) DVの要素を含む場合が多いとの視点を、全ての職員が持つこと。研修を行うこと。DV防止・被害者支援の部門とより緊密に連携をとれるよう体制を構築す

ること。

c) 虐待の程度や緊急度の判断、判断の変更を、的確に行えるよう人員体制を拡充すること。

d) 地域の各種組織との連携を強化し、適切に情報共有し、事例の早期発見、漏れの無い見守りなどを各地域で構築すること。連携について事例があれば示すこと。ケース会議のメンバーに必要な応じて民間支援団体を加えること。

②こども総合相談所および地域こども相談センターについて、人員の拡充および質の向上を、早急かつ計画的に取り組むこと。

a) 管理職は、経験者を配置するとともに、専門職として長期育成の視点を持つこと。

b) こども総合相談所の人員体制は、対応ケース数の増加傾向も踏まえ、児童福祉司1人あたり40ケースを目指して、増員計画を立てること。その際、異動で一時保護所等の体制を弱める手法を取るのではなく純増をはかること。

c) 担当ケースを持たないスーパーバイザーを配置すること。

d) 県の児童相談所との連携強化や人事交流をはかること。

e) 有資格者は正規で配置すること。

③保護課及び一時保護所について、子ども達に対して丁寧で専門的なかわりが必要であり、体制の見直しと拡充を進めること。

a) 専門職の配置について基準を定めること。

b) 保育士は経験者で専門的な知識を有する者を配置すること。

c) 学生アルバイト等で補う体制は直ちにやめ、必要な人員は正規で配置すること。

④善隣館について

a) 館長には行政職ではなく専門職を充てること。公募も視野にやる気のある専門人材を確保すること。

b) 経験豊富なスーパーバイザーを配置すること。

c) 閉鎖的になりやすい施設であることを踏まえ、所管課とこども総合相談所は、入所児童に対して定期的なヒアリングを実施し、意見箱の声は直接把握すること。

d) 地域に開かれた施設にするために、地域住民やボランティア、NPO 団体などを含む運営委員会を設置すること。

e) 抜本的な老朽化対策をとること。

(2) 就学前教育・保育について

①将来にわたり安定的に良質な就学前教育・保育を持続するために市立幼稚園、保育園の廃止・民営化を行わないこと。

②定員が300人を超えるような大規模園について、保護者や職員、関係者などから「普段の散歩に行けなくなった」「運動会が集団演技ばかりになった」「異年齢交流が減った」など、保育の後退の状況を指摘する声があることを踏まえ、市とし

て大規模園をつくらない方針を持つこと。合わせて、就学前教育・保育施設の適正規模について、市として研究すること。

- ③保育園の給食は保育と一体のものであり、幼児教育・保育の無償化の流れの中で、副食費を無償にすること。
- ④市立園における画用紙や色紙などの教材費の保護者からの徴収について、共有して使う保育材料が公定価格に含まれていることから、不当な徴収の疑いがある。徴収をやめること。
- ⑤保育士を増やす施策を強化すること。
 - a) 児童の成長発達や安全確保と労働環境の改善で職場定着率の向上に資する観点から、保育士の配置基準の引き上げを国に働きかけるだけでなく市独自でも行うこと。特に0歳児2:1、1・2歳児5:1は速やかに実現すること。
 - b) 市立園の正規保育士の採用数を増やすこと。
 - c) 市立保育士の育児短時間勤務制度は、本人が希望した場合には必ず取得できるようにすること。
 - d) 私立保育士について、処遇の引き上げや労働環境の改善を進めること。市独自の施策については、継続し拡充すること。
 - e) 看護師を保育士の配置基準に含めずに専任で、全園に配置すること。
 - f) アレルギー対応を強化すること。

(3) 「保育園に入れない子」ゼロをめざして

- ①「隠れ待機児童」とも呼ばれる未入園児童は613人おり、岡山市において待機児童問題はまだ深刻である。子どもが多い地域では、さらに認可保育園整備を進めること。
- ②認可保育園に申し込んでも入園できず、やむを得ず特認登録保育施設や企業主導型保育施設等を利用する児童は、待機児童から外さないこと。これらの児童については、市として認可園への入所を確保する立場で施策を講じること。
- ③3歳児保育を全ての市立幼稚園で実施すること。需要があるところは定員を増やすこと。
- ④市立幼稚園では預かり保育を実施すること。

(4) 障害児保育について

- ①公私立を問わず、どの認可保育園でも障害児が全員入園できるよう、拠点園と同等の人員体制と施設整備を拡充すること。
- ②重度心身障害児や医療的ケア児が、遠方の園に入らざるを得なくなることを防ぐよう、各園において人員体制の拡充や施設のバリアフリー化を進めること。

(5) 病児保育を東区など各地域を増やすこと。そのために補助を抜本的に増額すること。

(6) 放課後児童クラブについて

- ①年度当初から待機児童が出ないように、施設整備と人員確保を行うこと。
- ②市立クラブについて
 - a) 入所選考の際、保護者の勤務時間については、単純に時間の長短のみを見るのではなく、日中の短時間パートであっても勤務時間帯中に児童が帰宅する場合には、児童福祉法に言う「保護者が（略）家庭にいないもの」であり、考慮に含めること。
 - b) 待機児童のいるクラブであって、転入や保護者の就労などによる場合は、年度途中でも入所申込を受け付けること。途中入所の選考にあたっては、認可保育園と同様に、保育の必要度の高い順に入所できるようにすること。
 - c) 保育計画は、行事や手作りおやつなどの体験を充実させることや、発達保障の観点に沿ったものにする。
 - d) 前項の観点で、市立化の検証を行うこと。
 - e) 総支給額が初任給で 14 万円台では若者が職業として選べない。支援員について、職業として選べる処遇に改善を図ること。その際、市の財政支出を増やして、保護者負担を増やさずに拡充を進めること。
 - f) 待機児童の解消を待たずに、毎週土曜日開所について、クラブごとの状況を把握し、可能なところから実施すること。
- ③作業療法士の派遣を具体化すること。
- ④登録外の学童保育施設について、保護者と子どものニーズの受け皿になっている場合もあることを踏まえ、市として実態把握をするとともに、運営への支援策を講じる。

(7) 子ども貧困対策を強化すること。

- ①子ども貧困対策に関する独立した計画を策定し、専門部署を設けること。
- ②市として子どもの権利を擁護する立場にたち、支援者を支援する観点から、居場所づくりなどの NPO 団体への支援を強化すること。具体的には人件費への補助など、継続的な支援の仕組みを構築すること。
- ③奨学金の充実を図ること。
 - a) 給付型奨学金は、対象及び額を拡充すること。
 - b) 岡山市貸与型奨学金の返済について猶予や免除を行うこと。
- ④就学援助は、生活困窮家庭の実情を踏まえたものに改善すること。
 - a) 認定基準を引き上げること。
 - b) 修学旅行、PTA 会費等、国が示す費目の全てを実費で支給すること。
 - c) 修学旅行費は、前払いや旅行代理店への代理納付ができるようにすること。
 - d) 新入学学用品費は、新年度の物品購入に間に合うように支給すること。
 - e) 支給対象を私立学校にも広げること
 - f) 就学援助制度や生活保護制度において、通学に使用するかどうかに関わらず、自転車保険や自転車用ヘルメットの費用を自己負担としないようにするこ

と。

(8) 出産・育児期を通して女性が働き続けることと少子化対策の両立の観点から、以下の施策を進めること。

- ①認可保育施設での夜間・休日保育を拡充すること。
- ②事業所内保育の拡充に向けて、必要な支援を行うこと。
- ③学童保育について、保育時間の時間拡大を進めること。また、預かり時間中に宿題等の学習支援に取り組めるようにすること。

(9) ヤングケアラーについて

- ①潜在化しがちな実態の把握のために、子どもに対する悉皆調査を行うこと。
- ②小中学校での家庭訪問を復活させること。
- ③相談できる場所の広報を抜本的に強化すること。
- ④家事支援ヘルパーを利用料負担なしで派遣すること。
- ⑤全ての窓口職員に対して、ヤングケアラーの観点を持つための研修を行うこと。
- ⑥不登校支援にヤングケアラーの視点も盛り込むこと。福祉部門との連携を強化すること。

(10) 妊産婦支援について

- ①多胎児の出産・育児への支援を強化すること。
 - a) 多胎児や貧困家庭の育児ヘルパーについて、シルバー世代産前産後応援事業とは別に制度化し、専門的資格のあるスタッフを派遣できるようにすること。対象も就学前までに拡大すること。
- ②産後ケアについて
 - a) 宿泊ケアを利用する際に利用可能日数を増やすこと。他の兄弟姉妹の預かりを行うこと。宿泊ケアを就学前まで広げること。
 - b) 訪問育児を事業化すること。
 - c) レスパイトを充実させること。
- ③若年妊娠や高リスク妊娠、不妊治療について、経済的負担を軽減すること。
- ④さんさん育児相談事業について、予約しなくても参加できるようにし、以前の開催形式に戻すこと。

6 子どもたちの育ちと学びを支える学校を

(1) 全ての子どもに行き届いた教育を進めるために

過度な競争教育の弊害が、国際機関からたびたび指摘されている。また、制服や校則など管理型教育の諸問題もある。市と市教育委員会には、子どもたち1人1人が自

分らしく成長していけることを、公教育の中でいかに保障するかという課題意識に立ち、「誰一人取り残さない、誰もが自分のペースで成長していける」というメッセージを発することと共に、以下各項の実現をはかるよう求める。

- ①2023 年度及び 24 年度の定数内の欠員状況を明らかにすること。
- ②教職員が安心して働けるよう、教職員定数の抜本増を国に強く求めること。
- ③教員の定数内正規率を上げること。大量退職時代を迎える中、先輩教員の層が一定あるうちに教員採用増を図ること。
- ④35 人以下学級を前倒し実施すること。
- ⑤教職員の精神疾患による病休について、状況を推移を含めて把握し、原因を分析して、対応策をとること。
- ⑥教員不祥事が相次ぐ現状で、綱紀粛正や研修だけでなく、過度な評価制度を見直し、高ストレス環境を改善して、支えあう「チーム学校」をめざすこと。

(2) 学校給食について

- ①学校給食は無償化すること。少なくとも、文部科学省も自治体負担が望ましいとしている燃料代の保護者負担は、ただちに解消すること。
- ②調理は、自校方式中心とすること。全中学校をセンター化する方針を撤回すること。
- ③岡山学校給食センターは、大規模化をやめること。
- ④調理業務の民間委託をやめ、全校直営での調理に戻すこと。
- ⑤給食食材の地産地消を充実させること。食育の観点から地産地消率の算出は食材数ベースでも子どもたちに示すこと。
- ⑥地元の農家や事業者の食材を優先調達できるようにすること。そのために、中学校区外でも納品できるようにすること。食材の安定調達の名のもとに農家等に全量納入を必須化することは、教育委員会側が手間を惜しんでいるに過ぎない。

(3) 学校給食公会計化にあたって

- ①保護者に求めるのは、口座登録だけにする。
- ②給食費を滞納した場合に児童手当等から徴収することについてあらかじめ同意を一律に求めるのをやめること。児童手当から徴収できるようにすることは、児童手当制度の本来の趣旨に反する。
- ③公会計化にあたって給食申し込みをしなかった場合でも、保護者の給食費滞納があった場合でも、児童生徒への給食提供は決して止めないこと。
- ④保護者が滞納した場合に、強権的な姿勢で対応しないこと。

(4) 総合教育会議と教育大綱について

- ①総合教育会議の政治的中立性を保つこと。
- ②教育大綱について、全国学力・学習状況調査や岡山っ子アセスの成績を指標にして子どもたちや教員を駆り立てるのではなく、のあり方に特化した議論をすること。

と。子どもの意見を聴いて考えること。

③教育大綱は、具体的な数値目標を立てないこと。

④「選択と挑戦を繰り返す」は、掲げるのをやめること。「挑戦」できない子に間違
ったメッセージを送りかねない

(5) 岡山市学力アセスは中止すること。全国学力テストには参加しないこと。生活
習慣や学習状況に関する調査は、別途行うこと。

(6) 平和教育について

①具体的取り組みは各学校の主体性に任せるとしても、教育委員会として市内の平
和の取組事例を示すこと。戦跡巡りなど岡山空襲に関する取組を全校で位置付け
ること。

②義務教育期間中に全員が1度は空襲展示室を訪れて学習できるようにすること。
見学バスの費用補助など、支援メニューをつくること。

(7) 不登校支援について、全ての子どもに教育を保障する立場に立つこと。

①不登校が増えている状況を直視し、学校の課題を検証すること。

②子どもも教員も行きたくなる学校づくりを進めること。子どもが多様化する中で
競争型、管理型の日本の教育の弊害が国際機関からも指摘されている。

③子どもの選択肢を増やすこと。遠隔支援も含め、実質的な学びの保障を強化する
こと。オンラインは早急に双方向型を確立すること。

④地域のこども食堂や学習支援などを行っている民間支援団体とも積極的に連携し、
居場所確保をすすめること。

⑤不登校支援員の専門性の向上、処遇改善をはかること。

⑥児童生徒支援教室は、職員の正規化など質の向上をはかること。

⑦「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」の設置の検討に際しては、幅広い
児童生徒や保護者、市民の声を聞くこと。子どもの通学保障の観点も含めること。

(8) 家庭支援の充実について

①スクールソーシャルワーカーが足りていない。増員を計画すること。「学校と福
祉をつなぐ」ではなく、学校現場に居て子どもの背景にある家庭を直接支援する
福祉の専門職が必要である。

②スクールカウンセラーを全校配置すること及び勤務時間等を拡充すること。経験
の蓄積と専門性の向上が重要であり正規化すること。

③家庭でオンライン学習をする際に貸し出すWi-Fi機器の通信料金は、公が保障す
べき教育の費用として、家庭の負担としないようにすること。

(9) 学校現場での性教育について

望まない妊娠、若年妊娠の背景として、子どもたちに、自分の心身に関する知識が

不足し、自分自身を大切にすることを学ぶ教育が足りていないことが指摘されている。自らの人権と健康を守るうえで、からだと性を学ぶことは不可欠との認識に立ち、以下事項の推進をはかること。

①包括的性教育について

a) ユネスコが提唱する包括的性教育は、月経や射精、妊娠・出産の仕組みに限らず、人間関係やジェンダー平等、性的同意、コミュニケーションなど様々な要素を含んでいる。この視点を学校教育に取り入れること。

b) 子どもの発達を踏まえ9年間を見通した計画を立てること。

c) 特に日本の学校教育で足りていないと指摘されている避妊について具体的に教えること。

②包括的性教育の推進にあたっては、岡山包括的セクシュアリティ教育研究会と連携すること。

③「性と生殖の健康と権利」を学校教育の中で明記すること。教育現場で教えること。

④アフターピルについての周知も含め、上記の観点に立った教育を充実させること。

(10) 生理用品は、トイレットペーパー同様に必需のものであり、ジェンダー平等を学校現場でも徹底するために、トイレに常備すること。

(11) 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」およびその指針に基づき、計画を策定すること。未然防止や発生時の調査などに対応する常設の委員会を設置すること。

(12) 過大規模校の、運動場の広さが足りず、時間や曜日を制限されて児童生徒が安全にのびのび遊べない等の課題は人権侵害であるとの認識を持ち、解消に向けて早急に対処すること。

(13) 岡山っ子スタート・サポート事業について、1年生が複数クラスある学校では毎年必ず全クラスに配置できるようにすること。前の年には3人いたのがゼロになるのは大変との学校からの声がある。

(14) 図書館司書及び栄養職員は、全ての市立学校に正規で配置すること。

(15) 体育館に常設型のエアコンを検討すること。

(16) 医療的ケア児への学校での支援は、普段から信頼関係を築けている看護師が行えるようにすること。

- (17) 制服は、性的多様性に対応でき、人権に配慮したものとなるようガイドラインを示すこと。児童生徒の「自主性」にすり替えることなく、人権に関わる問題だとの視点を持ち、教育委員会として責任をもって取り組むこと。
- (18) 後楽館高校の生徒が使用するタブレットを無償化すること。
- (19) 防災教育と称して自衛隊を呼ぶのをやめるよう教育委員会として方針を確立すること。
- (20) 市立夜間中学について
- ①開校スケジュールを前倒しすること。
 - ②在籍上限は、個別の状況に応じて慎重に検討すること。
 - ③1 クラスは、40 人より少人数にすること。
 - ④教職員の駐車場確保について、実情を踏まえ十分な数を確保すること。
- (21) 中央公民館廃止後の公民館振興室について、検証すること。
- (22) 市立図書館は、将来にわたって民営化しないこと。
- (23) 県家庭教育応援条例を岡山市に持ち込ませないこと。
- (24) 統一協会やその関連団体のイベントを後援しないこと。情報収集を怠らないこと。

7 地域の農業を持続可能なものとするために

- (1) 市場余剰米の買い取り・隔離などによる米価下支えをするよう国に意見すること。
- (2) 以下を国に求めること
- a) 食料自給率向上を正面から掲げること。
 - b) 農業の価格保障・所得補償を抜本的に拡充すること。
 - c) 水田活用の直接支払交付金について、要件厳格化や飼料作物転換補助の大幅削減をやめ、拡充すること。
- (3) 岡山中央卸売市場の施設について、建て替えも含めた抜本対策を検討すること。施設改修に際しては、一般会計から事業会計に対して適切な支援を行うこと。
- (4) 有害鳥獣対策を強化すること。

- ①イノシシの個体数を減らす計画を立てること。近隣自治体等と連携を図り、実態把握を含めた総合的な対策を検討すること。
 - ②他市事例を参考に、防護柵の維持管理や草刈りなどへの補助制度を設けること。
 - ③利活用策について、市として補助事業化することを含め、多面的に研究を進めること。
- (5) プラスチック被覆肥料について、水田からの回収・流出防止対策や別肥料への切り替えなどを農家任せにせず、市として情報提供を行うとともに、資材支援、肥料費への支援に取り組むこと。
- (6) J Aの統合等で弱体化しているとされる技術や経営に関する地域での指導について、市として取り組むこと。
- (7) 50戸連たん制度の廃止に伴い、猶予期間の駆け込みが想定されるが、優良農地の保全の立場を堅持すること。
- (8) 農林水産振興アクションプランに、学校給食を位置付け、農業振興と学校給食における地産地消の推進をはかること。

8 住民本位のまちづくり、交通政策の推進を

- (1) 市街地のスプロール化抑制を
- ①50戸連たん制度は、猶予期間を設けずただちに廃止すること。
 - ②20戸連たんの対象地域についても、農地の市街化は抑制すること。
- (2) 市街地で放置されている空き家への対応について
- ①利活用・再生を抜本的に促進するための仕組み、制度を構築・拡充すること。
 - ②所有者の一部が不明なことにより、利活用や除却が困難となって放置された空き家が増えていることについて、国に対策を求めること。市としても、必要な対応を急いで取ること。
- (3) 市街地再開発事業は、市として計画性を持ち、個々の事業の採算性について市の財政負担を考慮し、年度ごとの限度額を設定すること。事業によっては市として中止も視野に検証すること。
- (4) 公共交通について
- ①交通政策は、市民の移動権を守る立場に立ち、交通不便地域の20万人を解消していく政策と計画を立てること。スケジュールを具体化したアクションプランも

立てること。

- ②高齢者、障害者、妊婦などの交通弱者に対して、福祉施策と外出促進の両面から、タクシーチケットの配布など交通費への助成を行うこと。
- ③地域公共交通維持のための恒常的な予算を抜本的に増やすこと。
- ④バスの市内路線を維持するための予算を創設すること。周辺路線を復活させること。
- ⑤バス路線再編は、市がイニシアチブを発揮して、早急に具体化すること。
- ⑥吉備線沿線において、LRT化議論とは切り離して、フィーダー交通の整備を進めること。
- ⑦ふれあい号を住民の交通手段の1つとして活用できるようにすること。
- ⑧デマンド型タクシーについて、利用料引き下げと地元負担の完全解消をはかること。高齢者・障害者の半額割引の対象とすること。
- ⑨1日2000人以上利用の駅のバリアフリー化を急いで進めること。特に、JR上道駅にエレベーター設置を急ぐこと。

(5) 生活道路等について

- ①補修・改善に力を入れること。
- ②歩道の改修・整備や点字ブロックの改修・延伸などとあわせて、バリアフリー化を促進すること。
- ③改修に際しては、歩道・自転車道と車道の段差解消を計画的に進めること。
- ④通学路として使っている道路の安全性を調査すること。ガードレールなど安全対策を強化すること。

(6) 公道における自転車道の整備を促進すること。

(7) 自転車の安全対策を強化すること。

- ①法改正で着用が努力義務化されたヘルメットについて、購入費用を補助すること。
- ②自転車保険の費用を補助すること。

(8) 市営住宅について

- ①空き住戸の改修を進め、募集数を大幅に増やすこと。
- ②全体の管理戸数について、高齢者の民間賃貸住宅への入居困難性を十分ふまえ、将来の必要数を十分に精査し、これ以上減らさないこと。
- ③共用階段の手すり設置などバリアフリー化を早急に進めること。
- ④火事や措置用の住居に、家具什器をそろえること。提供される物品の一覧を消防団に提供するなど、情報共有と周知をはかること。
- ⑤近年では民間賃貸住宅でもエアコンは備え付けが一般的となっていることも踏まえ、住宅設備として設置を検討すること。
- ⑥大規模災害などの発生時の対応について、入居者や町内会等任せにせず、自主防

災組織づくりや避難計画づくりなど、団地ごとに必要な事柄を明確にして、市として取り組むこと。入居者からどう避難すればいいかわからないとの声が上がっている。入居者の避難について仕組みの構築が遅れているとの声がある。

- ⑦入居者の年齢バランスを考慮し、多様な層が入居できるようにすること。
- ⑧共有スペースの管理について、住民任せにしないこと。
- ⑨建て替え時の集会所のエアコンや備品について、市で設置すること。
- ⑩建て替え後の家賃上昇を抑制すること。
- ⑪住み替えの条件を緩和すること。
- ⑫一時的な収入により収入要件を超えた場合に、機械的に退去させることのないようにすること。

(9) 移住定住促進や学生の市内就職支援のために

- ①市内で現に就労しているかどうかに関わらず、市外現住者も市営住宅への応募を可能とすること。
- ②奨学金の返済に補助すること。

(10) 芸術創造劇場について

- ①特に学生や福祉団体等の利用について以前の市民会館や市民文化ホールの中からどう変化しているか実態を把握すること。これらの団体に対しては、恒久的な料金減免の仕組みを構築すること。
- ②利用状況を見ながら、施設設備の改善を進めること。具体的には以下について指摘の声がある。
 - a) トイレについて、位置が分かりにくい。トイレの表示が景観優先のため分かりにくい。
 - b) 中ホール内で通路として使える部分に段差があり、転倒等の危険がある。
 - c) 車いすの利用可能台数が、国目安より少ない。

(11) 地場企業・事業者支援で波及効果も期待できる住宅リフォーム制度を創設すること。50戸連たん制度廃止により影響を受ける建築業者等に対する支援策としても考えられる。

(12) 商店のリフォーム助成制度については、商店街振興としてだけではなく、個店の営業継続支援という政策の面からも制度を創設すること。

(13) 斎場については、岡山市民にとって将来必要な炉数の計算を、現在の実績を踏まえて、再度行うこと。

(14) 北斎場について、周辺的环境への影響調査を継続すること。住民との対話を継続すること。

9 自然・生活環境を守っていくために

- (1) 二酸化炭素実質排出削減の 2030 年の目標を国並みではなく、より引き上げる
こと。
- (2) 市として、二酸化炭素排出ゼロを実現していくためのロードマップを公表し、
早急に具体化すること。まず、2030 年までの 6 か年について具体的な行動計画を策
定し、進めること。
- (3) 各局で、施設ごとの二酸化炭素排出量、再生可能エネルギーの発電量、電力使
用量を把握し、市民に公表すること。
- (4) 市有施設の再生可能エネルギー導入促進について
 - ①市有施設の再生可能エネルギー導入の取り組みが非常に弱い現状を直視した上
で、取り組みを加速すること。
 - ②すべての市有施設で、自家消費を基本とし、余剰は売電または蓄電する再生可能
エネルギーを導入すること。設置できそうなところに設置するという受動的な構
えではなく、100%設置をめざすこと。全庁的な指針を示すこと。
 - ③未利用地を太陽光発電等に活用すること。
 - ④蓄電池の設置目標を立てること。
- (5) 市民の再生可能エネルギー導入促進について
 - ①住宅の太陽光発電や各種の機器（自然エネルギー活用や省エネ機器など）の設置
数目標や節電目標を抜本的に引き上げること。
 - ②導入促進のための補助について 2023 年度は補正増額したが、これを維持・充
実させること。
 - ③蓄電池、太陽光発電について、重点的に補助率を拡充すること。
 - ④中国電力に、太陽光発電の買取拒否（出力制限）をしないよう申し入れること。
- (6) 市内事業所に対し、再生可能エネルギー導入を促進する補助制度を抜本的に拡
充すること。利用低迷の状況を分析し、制度の改善を進めること。
- (7) ソーラーシェアリングについて、営農継続と自然エネルギー拡大の両面から、
取り組みが拡大するよう市として独自支援を行うこと。
- (8) 焼却場は、将来的に 2 カ所体制をめざすこと。焼却ごみを無くしていく目標を
持つこと。

- (9) 生ごみは再資源化をめざし焼却しないこと。
- ①事業系生ごみの再資源化について、民間施設の活用を図る観点から、運搬費用の助成などのインセンティブを設けるなどして促進すること。
 - ②学校はじめ市有施設から発生する食品残さや市場から発生する生ごみは、積極的に再資源化すること。
 - ③市としても再資源化施設を整備すること。
- (10) プラスチックの分別回収について
- ①プラ資源を含め、現在の市の資源化率の目標は抜本的に引き上げ、将来的には100%を目指すこと。
 - ②プラ資源の分別開始後も住民説明会を徹底するなど、市民への啓発を積極的に行うこと。
 - ③リサイクル推進員など分別資源化に関わる人や団体の活動への補助などを拡充すること。
- (11) 家庭系ごみ収集有料化によるごみ減量は図られていない。自治体本来の業務としてごみ袋を無料に戻すこと。
- (12) 有料ごみ袋について、石油由来原料を使わない製品に切り替えること。
- (13) ごみ収集ステーションの設置を促進すること。
- ①路上に回収場所があるところについては、道路の安全確保や環境美化の観点からもステーションを設けられるよう支援すること。
 - ②補助を増額する、市有地を提供するなど、設置しやすくすること。
- (14) 粗大ごみは、無料回収日を設けること。
- (15) ふれあい収集について
- ①家庭系ごみについて、対象に精神疾患を含めること。
 - ②粗大ごみについて、引きこもり等障害者手帳の無い場合でも第三者証明などで柔軟に対応すること。
- (16) 事業系ごみについて。
- ①処理費用は100%事業者負担となるよう手数料を設定すること。
 - ②事業者に分別・再資源化を徹底するよう強く指導すること。分別徹底と再資源化促進のために、展開検査を強化すること。
- (17) 産廃について

- ①産廃行政を、実務的な手続きだけのこととせず、良好な水源の保全、自然環境や住民の生活環境を守る立場にたって進めること。
- ②市内にはすでに多数の産廃処分場が立地している。これ以上産廃処分場を増やさないと政策的立場に立つこと。
- ③水源保護条例を制定すること。

(18) PFAS 問題について、市民の不安にこたえ、PFAS に関する水質検査を、回数を増やして行うこと。県とも必要に応じて連携を強化すること。

(19) 大規模太陽光について、地域の自然・生活環境の保全や防災の観点から、設置を規制する条例を制定すること。

(20) 川ごみ・海ごみについて

- ①県や関係市町村等と協力して実態把握に努めるとともに、削減の目標と計画を持つこと。
- ②回収現場へのパッカー車の派遣なども含めボランティア団体等への支援を強化すること。個人で回収している場合には、ボランティア袋の提供など支援すること。
- ③製造者責任、販売者責任の観点で、責任分担するルール作りを進めること。自動販売機のそばに回収ボックスがない事例が散見されるので、指導を強めること。
- ④用水路へのネット設置を促進すること。
- ⑤用水路等の浮遊ごみについて、住民の力では取り除きにくい場合は、市の責任で回収すること。

(21) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）にもとづく代替業務はただちに終結すること。

(22) 野犬対策について、地域住民の相談に丁寧に対応し、積極的に捕獲すること。餌やりをしている人への啓発や指導をさらに強化すること。

(23) 地域猫事業について、継続して取り組めるよう2年の制限を撤廃すること。

10 誰もが大切にされる社会をつくっていくために

(1) 「今後における同和問題解決の基本方針」は差別の固定化につながるものであり、「人権教育及び人権啓発に関する基本計画」ですすでに対応できていることから、速やかに廃止すること。

(2) DV 被害者支援について

- ①配偶者暴力防止相談支援センターの人員体制を拡充すること。相談員は、専門職として長期的な視点を持って育成すること。正規化すること。
- ②被害者の自立まで一貫した支援ができるよう市として責任を持つこと。
- ③シェルター運営に関わる民間団体について、質向上を支援すること。

(3) 性暴力被害者支援について

- ①市民病院が主体となって、民間団体とも連携しつつ、ワンストップ相談窓口を設け、24時間対応できるようにすること。
- ②被害者がアフターピルをどこで入手できるか、市として積極的に広報すること。
- ③性暴力被害者の支援団体と連携を強化すること。支援団体が運営継続できるよう資金支援すること。
- ④被害者救済と性暴力未然防止の観点での刑法再改正を国に働きかけること。

(4) 仁愛館について

- ①困難女性支援法を踏まえ、単身女性の支援もできる施設にすること。
- ②自立やその後のフォローを含め一貫して支援できる施設とすること。運営体制は柔軟に考え、実効性をより高めること。
- ③入所する母子が社会経験や人間関係の経験を積んでいく観点から、他市事例も参考に、町内会など地域団体や行事等への参加などを通して地域と繋がれるようにすること。
- ④夜間や休日を含め安全対策を強化すること。
- ⑤子どもが居なくても入所できるシェルター機能を持たせること。

(5) ユースクリニック事業を拡充し、必要な予算をつけること。広報を強化すること。

(6) 生理用品を市有施設のトイレにも常備すること。

(7) 「女性が輝くまちづくり推進課」は、性の多様性やダイバーシティ推進が言われる中で女性に特化するものではない政策をすすめる観点から、課の名称を変更すること。

(8) パートナーシップ宣誓制度について、同居する子どもなどの権利も擁護するファミリーシップに拡充すること。自治体間連携を強化すること。同様の制度が広がるよう岡山県にも働きかけること。

(9) 選択的夫婦別姓制度の導入をめざし、国に働きかけること。

(10) 困難女性支援法が施行されるにあたって、県の計画と連携して政令市として基本計画を策定すること。関係団体や専門家も交えて支援内容を構築すること。

1 1 岡山市の行政のあり方について

(1) 地域の市民サービス拠点のあり方を抜本的に再検討すること。中学校区単位での全世代型・全課題対応型出張所（※）を設置することで、市民サービスを身近で迅速に提供できるようにすると共に、本庁機能の縮減でトータルコストを低減させること。（※高齢者、子育て、障害児・者、まちづくり、防災の機能を備えたもの）

(2) 職員体制について

①職員は正規を基本とすること。職員体制は激甚災害や感染症の蔓延に備えたものにする。

②特に以下の職種については、必要数を速やかにすべて正規化すること。

- a) 公民館職員
- b) 保育士
- c) 図書館司書
- d) 栄養職員
- e) 保健師
- f) 児童福祉司

③「官製ワーキングプア」を生んでいる現状を直視し、非正規職員の処遇を直ちに抜本改善すること。

④不払い残業・持ち帰り残業とならないよう、残業手当を支給すること。特に短時間勤務の非正規職員について、適切に支給するとともに、支給されるようになったことと申請方法についての周知を十分行うこと。必要な予算を確保すること。

⑤男性の育児休業について 1 週間以上取得の目標を 85%に引き上げるにあたっては、10割収入保障の日数も増やすこと。また、市長部局以外についても現状維持ではなく目標割合を引き上げること。

(3) 新型コロナによって顕在化した課題に対応するために

①市の対応を、医療機関等との連携も含め検証すること。検証内容は公開すること。

②この度策定する感染症予防計画に以下を盛り込むこと。

- a) 保健福祉局とりわけ保健所については、平素から感染症対策の基盤を整備し、緊急時に対応できるよう、これまでの他局からの支援や中途採用などの状況なども踏まえて人員増を図ること。
- b) 保健師等専門職の正規配置など保健所の体制拡充を進めること。
- c) 感染症対応の専門家を長期的な視野で育成すること。

(4) 平和の課題に対する市の取り組みについて

- ①平和の課題の重要性からも、福祉援護課の本来的業務の性質からの乖離を考慮しても、平和を専管する部署を独立して設けること。
- ②空襲展示室は、内容や利活用策を抜本的に充実させること。
 - a) 市民を含めた運営委員会を設置すること。
 - b) 他市事例を参考に、スペースを大幅拡張するよう施設のあり方を見直すこと。
 - c) 専任の学芸員を置くこと。または、展示品の説明をできるボランティアの配置を進めること。
- ③市内の戦争・戦災遺跡について、空襲で焼け残った木が情報共有不足により切られていた事例があった。経緯を踏まえ、情報共有を積極的に進め、出来る限り保存を心がけること。看板等を設置し、誰でも分かるようにすること。樹木も含め、把握・登録・保全の基本的な仕組みを、関係局と十分な連携をとって整備すること。

(5) 事業者指導課の体制の抜本拡充と監査機能の強化について

- ①事業者指導課の体制は、対象事業所の増加に応じた人員体制にすること。
- ②毎年監査に行く、監査の間隔を短縮する、抜き打ちの現地監査をするなど、監査を強化すること。

(6) 上下水道について

- ①水道事業は、将来にわたって民営化しないこと。
- ②広域水道企業団の事業について
 - a) 2期計画を中止するよう求めること。
 - b) 岡山市の契約水量（基本水量、責任水量）や企業団全体の水需要計画の見直しを求めること。
- ③下水道事業は、企業会計を熟知した職員の育成につとめること。
- ④下水道の敷設の計画は、コンパクトシティの観点から、現計画以降は拡大しないようにすること。対応は合併浄化槽とし、補助の拡充をはかること。

(7) 投票率向上に関して

- ①選挙公報の全戸配布を今後も堅持すること。必要な予算を確保すること。
- ②当日の投票場所について、少なくとも区役所では区内の全有権者が投票できるようにすること。
- ③期日前や当日の投票しやすい環境整備を進めるために
 - a) 投票場所を大型商業施設や大学等に設置すること。
 - b) 移動投票所や移動支援の導入を積極的に検討すること。
- ④障害者等の郵便投票制度について、対象者の拡大など制度拡充を国に求めること。

(8) 自衛隊に市民の個人情報を提供しないこと。少なくとも、希望した人だけの分

を提供するようにすること。

以上